

美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定め、市民に分かりやすく透明性の高い行政の推進に資することを目的とする。

（議決事件）

第2条 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）に基づく定住自立圏形成協定を締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

改正案

（議決事件）

第2条 議会の議決すべき事件は、次に掲げるものとする。

- (1) 市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を策定し、変更し、又は廃止すること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）に基づく定住自立圏形成協定を締結し、変更し、又は廃止すること。

施行日・・・平成31年4月1日